

検定を受けていない住宅用防災警報器の販売等について

平成31年3月31日までは登録検定機関による型式適合検定を受けていないものであっても販売、又は販売目的で陳列し、また、設置や変更又は修理などの工事に使用することが認められています。

しかし平成31年4月1日以降は下記1の規定に基づく検定合格の表示が付されていないものの販売・陳列ができなくなりますのでご注意ください。

また、自主表示対象機械器具等に追加されたエアゾール式簡易消火具については、既に平成29年4月1日以降、下記2の規定に基づく技術上の規格に適合する旨の表示が付されていないものの販売・陳列ができなくなっていますので、併せてご注意ください。

1 消防法第21条の9第1項の規定に基づく検定合格の表示



2 消防法第21条の16の3第1項の規定に基づく技術上の規格に適合する旨の表示

